

広島県告示第百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、広島市佐伯区湯来町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、広島市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十二年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

		上		欄		下		欄	
白砂		大字		地		番		白砂	
八幡原	上重光	字		一二〇六の一の一部、一二〇六の三の一部				大字	
二九四二の一の一部及びこれに隣接する水路である市有地の全部								字	
								八幡原	上重光